

羽生市立新郷第一小学校いじめ防止基本方針

羽生市立新郷第一小学校

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「羽生市立新郷第一小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

羽生市立新郷第一小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

2 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- (1) 「いじめは絶対に許されない」という認識を持ちます。
- (2) いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- (3) 学校が一丸となって、組織的に対応します。
- (4) 児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を築きます。
- (5) いじめの早期発見、早期対応に努めます。
- (6) いじめの問題について、国の法をもとに、保護者、地域、関係機関と連携を深めます。

3 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 組織

(1) いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- ①目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため
- ②構成員：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任

P T A会長、主任児童委員、民生委員

※必要に応じて構成員以外の関係者を招集できる。

③開催

- ア 定例会（学期Ⅰ回程度開催）
- イ 校内生徒指導委員会
- ウ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集）

④内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

5 いじめの未然防止

(1) 道徳教育の充実

①教育活動全体を通して

- ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に全教師の協力体制を整える。
- イ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

②道徳の時間を通して

- ア 「いじめ撲滅強化月間」（11月）に、「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

(2) 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

①実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ア 児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- イ 児童会によるいじめ撲滅キャンペーンの展開
- ウ 校長等による講話
- エ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- オ 学校便りやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動

(3) 「人間関係プログラム」を通して

① 「人間関係プログラム」の授業を通して

ア 「構成的エンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

イ 「相手が元気の出る話の聴き方、相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

② 直接体験の場や機会を通して

ア 意図的、計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることはいじめのない集団づくりに努める。

③ 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

ア 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

④ メディアリテラシー教育を通して

ア 「スマートフォン、インターネット安全教室」の実施し児童の情報活用能力を図り、安全に正しくインターネットやスマートフォンを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

6 いじめの早期発見

(1) 日頃の児童の観察

① 早期発見のポイント

- ・ 児童のわずかな変化に気づくこと
- ・ 気づいた情報を共有すること
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること
- ・ 健康観察 ・ 授業中 ・ 休み時間 ・ 給食 ・ 登下校指導

(2) 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- ・ アンケートの実施 ・ 結果の活用

(3) 毎月のいじめに係る調査、報告

- ・ アンケートの実施 ・ 認知した場合、組織ですぐに対応

(4) 教育相談週間の実施

- ・ 月1回 第4月曜日 15:45～16:30 ・ 相談できる体制づくり

(5) 保護者アンケートの実施

- ・ 年2回（前期：9月 後期：2月）実施 ・ 結果の活用

(6) 地域からの情報収集

① 民生委員、主任児童委員との面談

② 自治会長との面談 新フォーラムの実施

②学校運営協議員、学校関係者評価者委員との会議

7 いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- (1) 校長、教頭は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- (2) 担任、学年主任は、担任、担当する学年の情報収集、情報共有を行う。また、管理職へ報告する。
- (3) 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- (4) 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか情報収集を行う。
- (5) スクールカウンセラーは、専門的立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリングを行う。
- (6) 保護者は、家庭において、子供の様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- (7) 地域は、いじめを発見し、又は、いじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は、情報の提供を行う。

8 重大事態への対応

「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命、心身に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 「生命、心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ①児童が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な障害を被った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ①年間30日を目安とする。
 - ②一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ①いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - ②校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

9 研修

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

(1) 職員会議

- ①学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図る。
- ②取組評価アンケートの実施、結果の検証等を行う。

(2) 校内研修の位置づけ

- ①わかる授業を進める…授業規律の確立
- ②生徒指導、教育相談に係る研修…児童理解を推進
- ③情報モラル研修…情報モラル、セキュリティ研修

10 PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを実施する。

(1) 年間の取組を実施する期間：学期毎

(2) 取組評価アンケートの実施時期：前期 9月、後期 2月